射水市小杉文化ホール
(アイザック小杉文化ホール ラポール)

軽食喫茶等運営事業者募集要項

令和２年９月

射水市地域振興・文化課

射水市小杉文化ホール軽食喫茶等運営事業者募集要項

1　趣旨

射水市小杉文化ホールの魅力の向上と利用者の利便性の向上を図るため、館内バーカウンターにおいて飲食物の提供を行う運営事業者（以下「運営事業者」という。）を公募により選定するため必要な事項を定めるものです。

2　募集に係る施設概要

（１）　所在地　　富山県射水市戸破１５００番地
（２）　施設　　射水市小杉文化ホール（愛称：アイザック小杉文化ホール ラポール）（以下「ホール」という。）１階バーカウンター
（３）　面積　　１９．０㎡
（４）　建築年　　平成５年（新耐震基準適合施設）
（５）　形状等　　別紙のとおり

3　応募資格

次の用件を全て満たす法人又は個人とします。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）１６７条の４の規定に該当しないこと。
（２）　事業を運営するにあたり、法令上必要な免許、許可、登録等を受けていること。
（３）　国税及び地方税を完納していること。
（４）　暴力団員による不当な行為の防止になどに関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

4　営業条件

（１）　業態

飲食店又は飲食物を提供する売店（以下「店舗」という。）
※店舗以外の用途に供することはできません。

（２）　運営方法

直営を基本とします。運営事業者は、施設の使用に係る権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、あるいは名義貸し等をすることはできません。ただしフランチャイズ契約に基づき第三者に運営を任せる場合を除きます。この場合、最終責任者は応募者となります。

（３）　利用許可

運営事業者は、地方自治法第２３８条の４第７項の規定に基づき行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて施設を使用します。

（４）　使用期間

使用許可は許可日から令和３年３月３１日までとします。ただし、施設使用状況や実績を勘案し、引き続き使用を許可することが適当であると市が判断した場合は、運営事業者からの更新申請に基づき、１年単位で使用許可を更新することができるものとします。

当該期間には、店舗の開店に伴う工事、設備の設置及び閉店に伴う原状回復に要する期間を含みます。

（５）　営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、原則として施設の開館日における開館時間内とします。これ以外の日時の営業を希望する場合は、別途協議によることとします。

（６）　使用料等

射水市行政財産使用条例に基づく行政財産使用料（１９，５７０円/月）のほか、店舗の運営に係る経費はすべて運営事業者が負担することとします。

①　原状変更

ア　店舗の運営にあたり、室内の改装又は大規模な模様替えその他原形を変更する行為を行う場合には、工事開始前に市と設計及び施工上の協議を行い、承認を得るものとします。
イ　運営事業者は、自らの責任と負担において工事を行うものとします。

② 営業に関する経費

ア 光熱水費、通信費、消耗品費、その他営業に関する経費（清掃費、衛生管理費、ごみ処理費等）については、全て運営事業者の負担とします。

※光熱水費については、会館の指定管理者である公益財団法人射水市文化振興財団が請求します。

イ 店舗内の清掃及び、店舗内で発生したごみや店舗で販売した商品・包装などから発生するごみの処理等店舗の運営上必要な業務については、運営事業者の責任において行うこととします。これらを業者等に依頼する場合は、運営事業者が直接依頼してください。会館が行う清掃業務、ごみ処理業務等に含めることはできません。

（7） 施設利活用の提案

バーカウンター以外のホール敷地又は建物の活用についての提案を受け付けます。バーカウンターの利用と一体となった提案であることを条件とし、景観及びホールの機能を妨げない範囲においてこれを許可します。この場合、改修費用が発生する場合は全て運営事業者の負担となります。また、土地又は建物を占用する場合は、別途行政財産使用許可の申請及び使用料の納入が必要です。

（8） 法令等の遵守

関係法令、規則等に基づいた事業運営を行ってください。店舗の営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出については、全て運営事業者の責任において行うこととします。

また、これらにおいて発生した問題については、全て運営事業者の負担と責任において対処してください。

（9） 看板の設置

看板については、景観及びホールの機能を妨げない範囲で設置を許可します。設置場所については、別途協議によることとします。

（１０）原状回復

① 契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、運営事業者は自己の負担により貸付物件を原状に回復し、市が指定する期日までに返還しなければならないものとします。ただし、市が承認した場合は、この限りではありません。

② 運営事業者が、期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを運営事業者に請求できるものとします。この場合において、運営事業者は、何ら異議申し立てをすることはできません。

（１１） 損害賠償

① 運営事業者は、その責に帰すべき理由により、貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害額に相当する額を市に支払わなければなりません。ただし、運営事業者が自己の負担により貸付物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

② 運営事業者は、貸付物件の使用にあたり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て運営事業者の責任でその損害を賠償しなければなりません。

5 募集スケジュール

項目	予定時期
募集要項の配布	随時
質問書受付	随時受付
質問書に対する回答	質問書受付より概ね１週間以内
申込書受付	随時受付
審査及び結果の通知・公表	申込書受付より概ね１か月以内

※上記のスケジュールは目安であり、事情により変更となる可能性もありますので、ご了承ください。

6　選定方法

（1）「芸術文化施設軽食喫茶等運営事業者選定委員会」の設置及び開催

「芸術文化施設軽食喫茶等運営事業者選定委員会」を設け、書類審査その他必要な事項を審査のうえ、運営事者候補者を選定します。選定審査後、市及び運営事業者候補者は詳細設計等について協議を行います。なお、審査委員会の委員名については、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、非公開とします。また、審査委員会による審査及び議事内容は、応募者のノウハウ保護等の観点から非公開とします。

運営事業候補者は協議内容に沿った行政財産使用許可申請を行い、運営事業者として市の許可を受けてから事業に着手します。

（2）審査の基準点の設定

審査委員会にて書類審査を実施する際の基準点を２０点とし、応募者の評価点が２０点に満たない場合は、運営事業者候補者として選定いたしません。

7　応募手続

（1）募集要項の公表

①　配布期間　市ホームページ及び担当窓口にて随時配布します。（※土日祝を除く）

②　配布場所　担当窓口で直接配布するほか、ホームページからダウンロードできます。

担当窓口　〒939-0294 富山県射水市新開発 410 番地 1

射水市 市民生活部 地域振興・文化課

TEL：0766-51-6622　FAX：0766-51-6654

（2）質問書の受付及び回答

募集要項の内容に関する質問を受け付けます。

①　受付期間

随時受付

②　提出方法

質問書により作成し、持参、郵送、電子メール又は FAX にて提出してください。

③　提出先

７（１）②に同じ

④　回答方法

随時ホームページで公開します。ただし、内容によっては回答が示されない場合もありますのでご留意ください。

（3）応募書類の提出

①　受付期間　　随時受付

②　受付時間　　午前８時３０分から午後５時１５分まで

③　提出方法　　提出先へ持参又は郵送（※郵送の場合は必着）

④　提出先　　７（１）②に同じ

⑤　提出書類

次に掲げた各書類を提出してください。書類は、Ａ４版縦方向長辺（折込可）としてください。なお、必要に応じて、追加で資料提出を求めることがあります。

ア 申込書

イ 組織の概要書及び事業運営に必要な有資格者証等の写し

ウ 事業計画書

エ 添付書類

（ア）法人の場合

・直近 2 事業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

・法人の概要等が分かるパンフレット等

・納税証明書（国税及び地方税の滞納がないことの証明　直近 1 年）

（イ）個人の場合

・直近２事業年度の確定申告書又は青色決算申告書

・住民票

・納税証明書（国税及び地方税の滞納がないことの証明　直近１年）

（４）　応募の失格事項

次の項目に該当した場合は、応募を無効とします。

①　募集要項に示した応募資格を満たしていないことが判明した場合

②　提出書類に虚偽の記載があった場合

③　募集要項に示した条件に違反又は著しく逸脱した場合

④　審査の公平性を損なう行為があったと市が認めた場合。

⑤　応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

⑥　著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が出店者として業務を行うことについてふさわしくないと市が認めた場合

（５）　その他の留意事項

①　提出書類は、提出後の追加、変更はできません。

②　提出書類は返却しません。

③　提出書類の内容については、今回の出店者選定以外に利用することはありません。

④　提出書類は、選定作業終了後、運営事業者分を除き、厳重な管理のもとで廃棄処分します。

⑤　書類の作成、提出に係る一切の費用は応募者の負担とします。

⑥　書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合があります。

⑦　提出書類は射水市情報公開条例（平成１７年射水市条例第２０号）に基づき公開する場合があります（同条例の規定に基づいて個人情報及び法人等の情報など非開示とすべき箇所は除きます。）。

８　問合先　　７（１）②に同じ

施設概要（別紙）
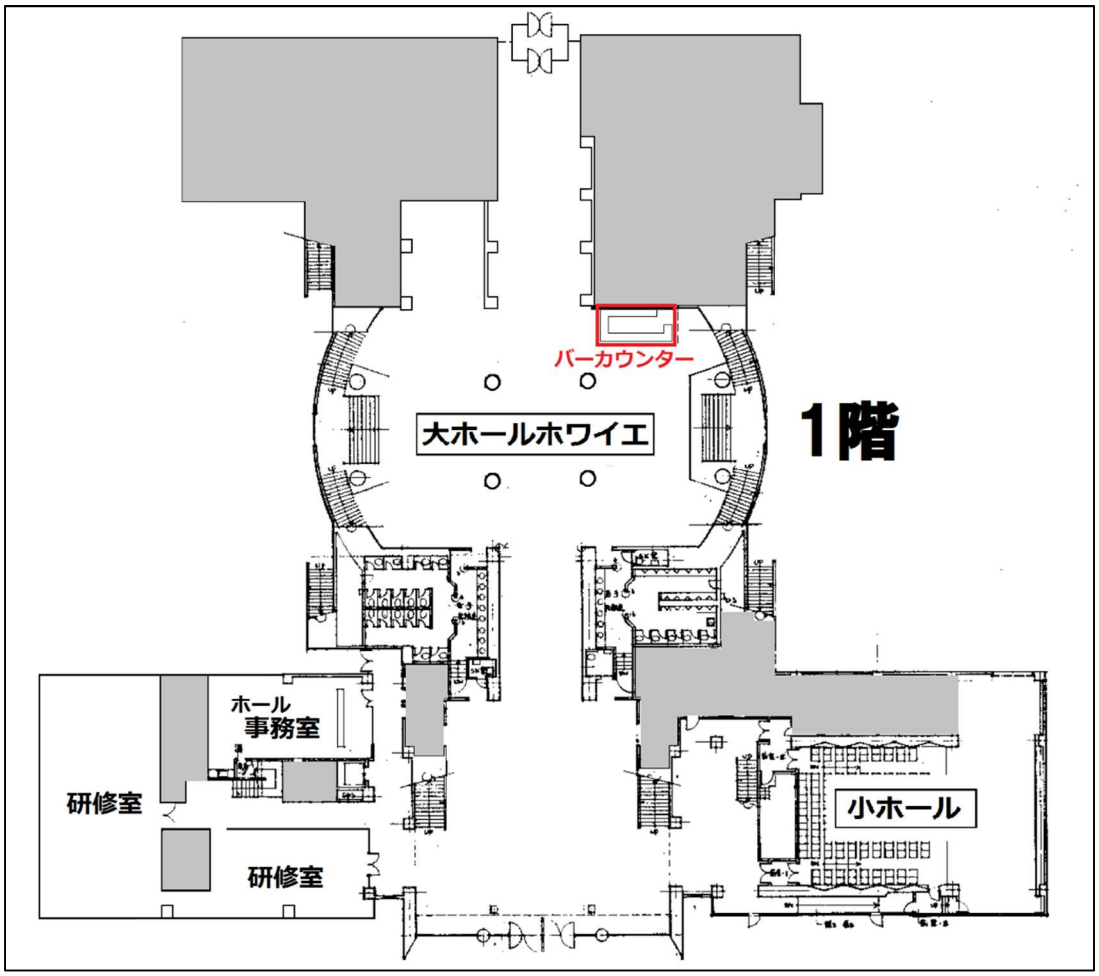
１　施 設 名　　射水市小杉文化ホール（愛称：アイザック小杉文化ホールラポール）
２　住　　所　　射水市戸破１５００番地
３　休 館 日　　毎週火曜日及び年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）
４　開館時間　　午前９時から午後１０時まで
５　建 築 年　　平成５年（新耐震基準適合施設）
６　貸出スペース（１）名称　　１階バーカウンター
　　（２）面積　　１９．０㎡（厨房を含む）
　　（３）館内位置図